

\*\*\*\*\*

□お知らせ（記載方法の変更について）

今回のプラント状況確認結果から(3)発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(4)発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果及び(5)1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果の記載方法を以下とおりに変更致します。

① 記載対象とするサンプリング箇所の変更

港湾内の海水中セシウム137濃度の測定結果について、記載対象とするサンプリング箇所を表5点から10点に変更します。

サンプリング箇所：

福島第一6号機取水口前、福島第一物揚場前、福島第一1～4号機取水口内北側、福島第一1～4号機取水口内南側、福島第一港湾口付近、福島第一港湾内東側、福島第一港湾内西側、福島第一港湾内北側、福島第一港湾内南側、福島第一港湾中央（※）

※ 下線部のサンプリング箇所を追加

② 検出限界値の記載方法変更

海水中及びサブドレン水中のセシウム137濃度について、検出されなかったサンプリング箇所の全ての検出限界値を記載しておりましたが、最小値と最大値を記載することとします。

（例）6号機取水口前、港湾口、港湾内東側の結果が検出限界値未満であり、それぞれの検出限界値が0.39、0.40、0.41であった場合。

従前の記載：

検出限界値未満（6号機取水口前、港湾口、港湾内東側）

※検出限界値は約0.39、0.40、0.41Bq/L

今後の記載：

検出限界値未満

※検出限界値は約0.39（6号機取水口前）～約0.41（港湾内東側）Bq/L

\*\*\*\*\*

## プラント状況確認結果(令和2年7月1日～令和2年7月7日)

令和2年7月8日

福島県原子力安全対策課

令和2年7月1日～令和2年7月7日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

**プラント状況（7月7日午前11時）**

以下の項目について、実施計画\*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の櫛葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認し

ています。確認結果はこちら [\(県HP\)](#) を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 <sup>※2</sup>
原子炉 <sup>※1</sup> (核燃料)	冷却	注水量 (m <sup>3</sup> /h)	2.8	2.9	3.0	—
		圧力容器 底部温度 (°C)	23.2	28.5	26.6	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	1.07×10 <sup>-3</sup>	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.03	0.13	—
使用済燃料 プール	冷却	水温 (°C)	30.1	— <sup>※3</sup>	27.3	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 使用済燃料プール循環冷却設備の点検作業に伴い、一時的にプール冷却系ポンプを停止しているため、水温のデータがありません。計画された停止であり、安全性に問題はありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果 (7月7日午前10時)

最小 0.388 (MP-6) ~ 最大 1.121 (MP-4) μSv/h [⇒計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果 (7月6日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.52 (物揚場前) ~ 約 0.59 (6号機取水口前) Bq/L  
~ 最大 15 (1~4号機取水口内南側) Bq/L

[⇒計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果 (7月6日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.50 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.54 Bq/L

[⇒計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら [\(東京電力HP\)](#) を御覧ください。

(5) 1~6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(7月3日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 3.8 (4号機) ~ 約 5.7 (3号機) Bq/L  
~ 最大 920 (2号機) Bq/L

トラブルの概要 (令和2年7月1日~令和2年7月7日)

この一週間におけるトラブルについて、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■福島第一原子力発電所 増設多核種除去設備処理水受入タンク2入口弁フランジ部からの水の滴下について (7月1日発生)

午前10時43分頃、増設多核種除去設備処理水受入タンク2入口弁フランジ部から水が漏えい(滴下)していることを協力企業作業員が発見しました。漏洩の範囲は約50cm

×約 50cm×深さ約 1mm の範囲であり、堰内に留まっていました。

午前 10 時 53 分、増設多核種除去設備 A 系を運転から循環待機へ変更し、その後、午前 11 時 20 分、当該箇所からの滴下が停止したことを確認しました。なお、午後 0 時 25 分に床面に漏えいした水の拭き取りを完了するとともに、当該箇所への袋養生を実施しております。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) をご覧ください

■プロセス主建屋 1 階の油分分離装置処理水タンク設備における漏えい警報の発生について (7 月 4 日発生)

プロセス主建屋 1 階の油分分離装置処理水タンク設備において漏えい検知器が作動しました。現場を確認した結果、堰内に 2 m×2 m×深さ 2 c m の溜まり水を確認し、タンク表面が結露していることも確認しました。

溜まり水のスミヤ測定を行った結果、バックグラウンドと同等であったことから結露水と判断しました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) をご覧ください

**\* 実施計画及び監視項目に関する解説**

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を 80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では 1 Bq/cm<sup>3</sup> 以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では 60℃（1号機）または 65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）